

教 生 学 第 1 6 5 号
令和 7 年（2025 年）5 月 9 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

学校における不審者の侵入防止について（通知）

先般、東京都立川市内において、学校内に侵入した複数の人物が教室などで暴れ、教職員が負傷する事件が発生しました。

各学校においては、日頃から学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、地域や学校の実情を踏まえて作成した危機管理マニュアルにより、児童生徒の安全確保に取り組んでいただいているところです。

この度の事件については、まだ詳細が明らかになっていないところですが、各学校において、改めて「校門・校舎入口の管理・施錠手順」「来訪者の受付手順や識別方法」「児童生徒の避難や警察への通報」など、不審者の侵入防止体制について、次の資料等を参考にして危機管理マニュアルを確認・見直すなどして、児童生徒や教職員の安全確保に万全を期すようお願いします。

記

<参考資料>

- ・ [学校の危機管理マニュアル作成の手引](#)
- ・ [学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン](#)
- ・ [学校における危機管理の手引（改訂 3 版）](#)
- ・ [学校安全推進資料](#)

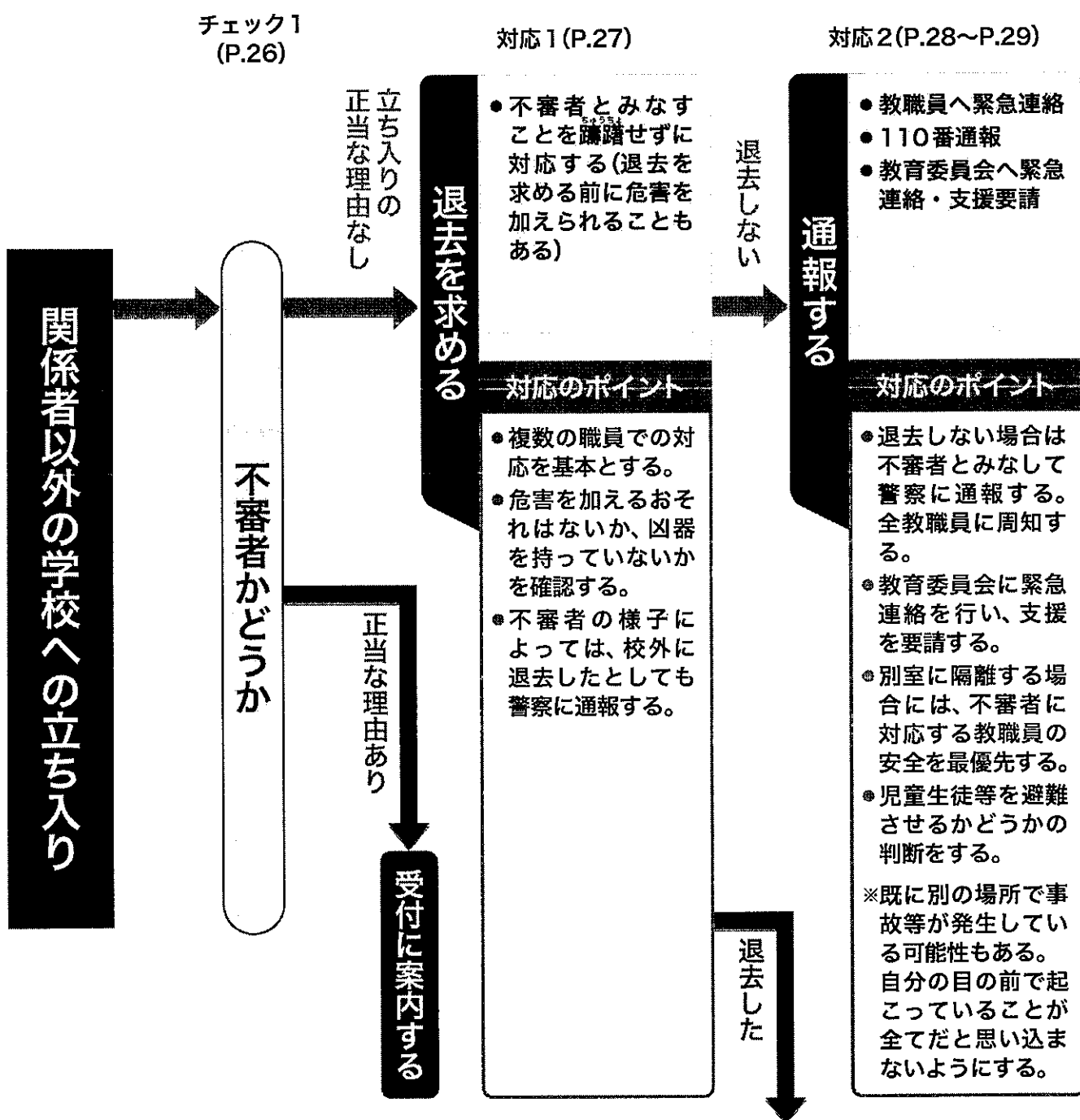
※参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

上記ウェブページ等で常に最新の情報を取得するよう留意願います。

（学校安全係）

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

初めの対応



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

緊急事態発生時の対応

事後の対応等

対応3(P.29～P.30)

チェック2
(P.30)

対応4(P.31)

対応5(P.31)

児童生徒等の安全を守る

- 防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- 不審者の移動阻止
- 全校への周知
児童生徒等の掌握
- 避難誘導
- 警察による不審者の確保

対応のポイント

- 教職員がすべきことは児童生徒等の安全の確保である。
 - 警察が到着するまで暴力を抑止するために多くの教職員で防御する。
 - 全児童生徒等の安否を確認する。避難の経路とタイミングを間違えない。
- ※児童生徒等を怖がらせないことを過剰に意識して、避難等の行動が遅れないように注意する。

応急手当などをする

- 救急隊の到着まで
応急手当
- 速やかな119番通報

対応のポイント

- 逃げ遅れた児童生徒等がいまいかどうかを把握する。
- 負傷の程度を的確に救急隊に伝える。
- 救急車には必ず教職員が同乗する。

事後の対応や措置をする

- 対策本部の設置
- 情報の収集
- 保護者等への説明
- 報告書の作成
- 心のケア
- 教育再開の準備

対応のポイント

- 事故等発生後の連絡、情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- 災害共済給付の請求を行う。

負傷者がいるか

いる

いない

児童生徒等全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者が「いない」という判断をしない。

また、負傷者がいなくても、心のケアが必要な児童生徒等がいる可能性があるため、児童生徒等の様子を把握し、適切に対応することが必要。

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。
他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。**(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。**

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。

**(2) 声を掛けて、用件をたずねる。**

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

3-3 不審者侵入への対応

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人では対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ必要があります。
- 教職員が持っても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



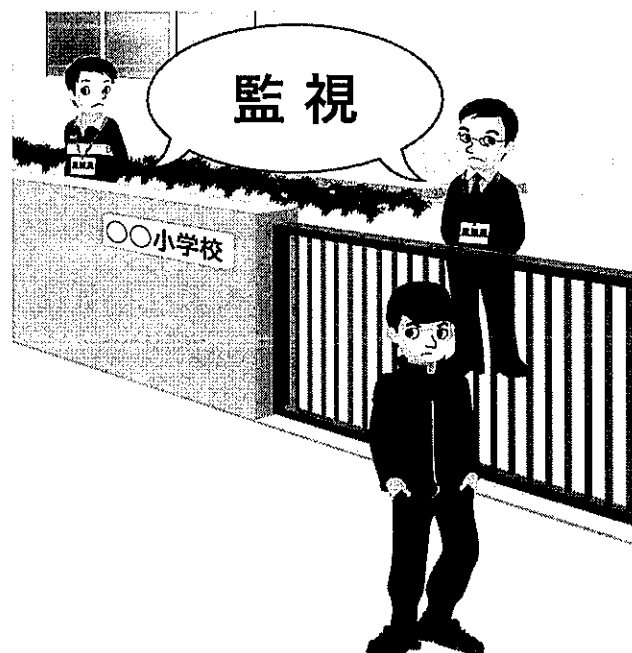
【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡する必要があります。



3-2 犯罪被害発生時の対応

3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入り、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望めます。

記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
 - ・ 不審者か否かの判断方法
 - ・ 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
 - ・ 不審者への初期対応（退去を求める等）
 - ・ 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
 - ・ 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
 - ・ 不審者の隔離・抑止
 - ・ 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

【不審者対応の留意事項（例）】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyous_all.pdf

1 不審者の侵入

A小学校に、2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、傘、長いものさし等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

児童の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で児童を避難させる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童を教室等で待機させる。
- ・学級担任等は、逃げ遅れた児童や負傷者の有無などを確認するとともに、逃げ遅れた児童や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、負傷者等の状況に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会（教育局）に緊急連絡し支援を要請する。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、事件の経過、児童の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会（教育局）に報告する。

保護者への対応

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事故の発生について連絡や説明を行う。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童が一人で下校することのないよう配慮する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- ・情報を収集して、事故の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事故の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などを検証する。

危機管理体制の確立

- ・不審者侵入事故を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示したりする。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札やリボン等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会を実施する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【通知等】

- ・「学校における安全管理の徹底について」（平成28年7月29日付け教生学第434号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「児童生徒等の安全確保及び学校管理の徹底について」（平成29年9月4日付け教生学第464号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「登下校時の安全確保に関する取組事例集」（平成18年1月 文部科学省）
- ・「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために」（平成19年11月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

登下校時における事故（連れ去り等）の場合の留意点

- ・児童生徒の生命にかかわるため、学校独自に判断せず、警察との連携により慎重に対応する。
- ・日頃から、「声掛け事案」の対処法等について児童生徒や保護者等に啓発する。
- ・スクールガード等の協力を得るなど、登下校時における児童生徒の安全確保に努める。
- ・学校の危機管理マニュアルを地域住民に周知するなど、協力体制を整備する。

5 不審者侵入防止に関する安全管理

学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要があります。

対策は、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保や緊急時に備えた安全確保について、学校において取り組むべきことのほか、家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきことなど、多様な観点から検討し、安全確保の徹底を図る必要があります。

(1) 学校において取り組むべき安全管理

▶ 日常の安全確保

対象	項 目
教職員の共通理解と 校内体制	☐ 児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚 ☐ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備 など
来訪者の確認	☐ 学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 ☐ 敷地や校舎への入口等の管理 ☐ 来訪者への声かけや名札等による識別 など
不審者情報に係る関 係機関等との連携	☐ 学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携 ☐ 近接する学校等間の情報提供体制の整備 など
始業前や放課後等	☐ 始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校内巡回 など
校外学習や学校行事	☐ 校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 ☐ 児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 ☐ 緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 など
安全に配慮した学校 施設の開放	☐ 開放部分と非開放部分との明確化 ☐ 不審者等への侵入防止策（施錠等）の実施 ☐ 保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力の推進 ☐ 地域学校安全委員会の設置と充実 など
学校施設	☐ 校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 ☐ 警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 ☐ 死角の原因となる立木等の障害物の有無の確認と対策の実施 ☐ 駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 など

▶ 緊急時の安全確保

対象	項 目
不審者情報がある場合の連絡体制の整備等	☐ 警察へのパトロール等の要請など関係機関との速やかな連携 ☐ 緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 ☐ 保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 など
不審者等の侵入など緊急時の体制	☐ 校長、教頭又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 ☐ 警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備 ☐ 緊急時に備えた避難訓練等の実施 ☐ 警備員等を配置している学校については、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 など

(2) 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき安全管理

▶ 日常の安全確保

対象	項 目
家庭への働きかけ	☐ 不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達 ☐ 危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話し合いなど
学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組	(PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得て) ☐ 学区内の危険箇所の点検 ☐ 「声かけ運動」等の取組 など
登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組	☐ 登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下での巡回指導等の実施 ☐ 「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制の整備・充実 など

▶ 緊急時の安全確保

対象	項 目
不審者の情報がある場合の取組体制の整備	(PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得て) ☐ 各家庭への注意喚起 ☐ 授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導 ☐ 集団登下校への同伴などの取組体制の整備 ☐ 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備 など

各学校においては、上記の項目を参考に、計画的に点検を実施し、不十分なところは早急に改善するなど、不審者侵入に対する安全確保の徹底を図ることが大切です。

(3) 学校への不審者侵入時の対応

▶ 不審者の侵入など緊急時の体制

- 学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合は、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく。
- 学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等や警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げる。

▶ 学校における不審者への緊急対応

学校における不審者への緊急対応としては、3つの「チェック」、5つの「対応」が考えられます。また、状況に応じて、「チェック」や「対応」が同時になされる場合もあります。

【チェック1】

- 学校内に関係者以外の立ち入りがあった場合に不審者かどうかチェックする。

対応1	□ 正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。
-----	------------------------------------

【チェック2】

- 退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか、速やかに判断する。

対応2	□ 凶器や不自然な持ち物の所持や暴力的な言動など、危害を加えるおそれがある場合には、別室に案内して児童生徒等から隔離する。 □ 他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。 □ 危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。
-----	--

対応3	□ 隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。 □ 教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。 □ 全校に周知して、児童生徒等への被害や被害の拡大がないよう、児童生徒等を掌握し、避難の誘導をする。 □ 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。
-----	--

【チェック3】

○ 不審者が暴力行為に及んだ場合は、児童生徒等や教職員に負傷者がいるかどうか把握する。

対応4	□負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。 □救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。 □全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、養護教諭を中心に心のケアに着手する。 □不審者が警察に確保されているか確認するとともに、被害者等の安全が確保されているか確認する。
対応5	□事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となることから、事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

学校における不審者への緊急対応のフローチャート

